

『ともに学び ともに生き ともに繋がる』

第7次川島町生涯学習推進総合計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



伊草獅子舞（伊草神社）

令和8(2026)年2月

川島町

第1章 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の目的	2
3	計画の位置づけ	2
4	基本理念	3
5	計画の期間	3

第2章 川島町の生涯学習を取り巻く環境と課題

1	人口減少による地域コミュニティの衰退	4
2	家庭教育力の低下	4
3	地域社会の変化に対する学習の充実	5
4	伝統文化・伝統芸能の振興	5

第3章 基本目標と主要施策

1	生涯学習の推進体制の確立と実践の深化	6
2	学習施設の適切な管理運営と団体支援	7
3	質の高い図書館運営	8
4	地域課題に対応した各種学習機会やスポーツ教室の充実	9
5	伝統芸能の継承支援と文化財の保護	11

第4章 指針の実現に向けて

1	進行管理	12
2	計画の評価と見直し	12

第 1 章 総論

1 計画策定の趣旨

町民が充実した人生を送るためには、生涯にわたり学習活動を行うことが 1 つの有効な手段です。

中央教育審議会の答申など国の動向を概観しますと、生涯学習や社会教育は、個人の学習とともに、「地域共生社会の実現」も大切に考えられています。また、少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進む中、学びを通じて人と人、世代と世代をつなぎ、支え合う双方向性をもった社会の構築が求められています。地域の課題解決に向けた住民主体の学習活動や、多様な主体（行政・学校・NPO 法人・企業など）との連携による学習の場の創出が進んでおり、共助の基盤としての社会教育の役割が再評価されています。また、人生 100 年時代に対応したリカレント教育※¹ や多様な学習機会の提供により、誰もが役割を持ち、地域に貢献できる社会が目指されています。これからの生涯学習は、単なる個人の知識やスキルの習得にとどまらず、地域の絆を育む手段としても、その重要性を増しています。

このような中で川島町では、町民の学習活動を支援し、学習環境の整備を促進するために、平成 4 年度に「生涯学習推進のまち宣言」を行うとともに、第 1 次「川島町生涯学習推進総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定しました。その中で、「1 人 1 学習、1 人 1 スポーツ、1 人 1 ボランティア」を合言葉に、生涯学習の推進に取り組んできました。

その後、第 6 次に至るまでの総合計画に基づき、生涯学習施策を総合的に推進してきましたが、その結果として、地区公民館に代わり地域コミュニティの拠点となる施設「地域活動センター」と、地域住民が主体となり自主的に活動する組織「まちづくり協議会」の設置や、地域学校協働活動の実践、総合型地域スポーツクラブの設立から NPO（特定非営利活動法人）化による活動の独立支援など、本町の生涯学習の推進に一定の成果を上げることができました。

このたび、令和 7 年度末をもって「第 6 次川島町生涯学習推進総合計画」の計画期間が終了となることから、引き続き、計画的に生涯学習施策を推進していくため、町の現状を把握し、

第 1 章 総論

時代の変化に対応した本町の生涯学習推進の指針となる「第 7 次川島町生涯学習推進総合計画」を新たに策定することとしました。

※1 一度社会に出た人が、学校やそれに準ずる教育機関や訓練機関に戻ることが可能な学習システム。社会人の学び直し。

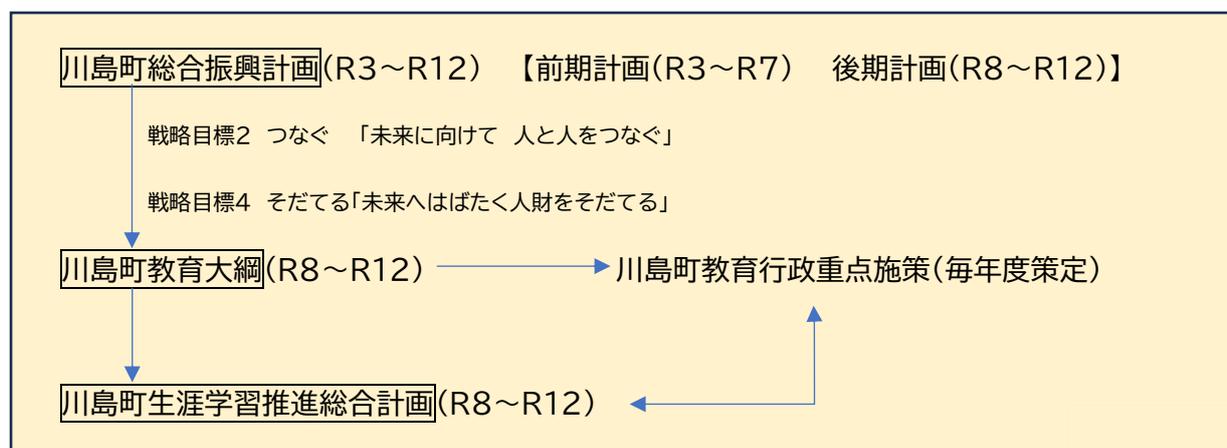
2 計画策定の目的

本計画は、町における生涯学習に関する最上位計画として位置し、今後の生涯学習推進の基本的な考え方と方向性を示し、これに基づき関連施策を総合的・計画的・体系的に進めていくことを目的として策定します。策定にあたっては、国・県及び他市町村の動向を踏まえるとともに、近年の社会情勢や生涯学習・社会教育の傾向等の把握に努めます。

3 計画の位置づけ

この計画は、「第 6 次川島町総合振興計画」基本計画の中に位置付けられた基本目標等を、生涯学習の視点から総合的に推進することを目的とした個別計画です。

また、「川島町教育大綱」（計画期間：令和 8 年度～12 年度）を参酌して作成し、また各年度に策定される「川島町教育行政重点施策」（各年度策定）は、本総合計画を基に策定することで、各種計画の整合性を図っています。



第 1 章 総論

4 基本理念

『ともに学び ともに生き ともに繋がる』

生涯学習は、今日よりも明日、明日よりも明後日がよりよくなることを願って、学び続ける前向きな活動です。「学習を共にする人々に面識が生まれ、ともに学んだ知識を地域活動に生かすことで、かけがえのない仲間づくり、生きがいつくり、地域づくりに発展する」といった視点から、本計画における基本理念を上記のとおり定めます。

5 計画の期間

計画の期間は、「第 6 次川島町総合振興計画（後期基本計画）」及び「川島町教育大綱」と整合性を図るため、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

【過去の総合計画】

計画名称	計画期間
第 1 次川島町生涯学習推進総合計画	平成 4 年度～平成 12 年度
第 2 次川島町生涯学習推進総合計画	平成 13 年度～平成 17 年度
第 3 次川島町生涯学習推進総合計画	平成 18 年度～平成 22 年度
第 4 次川島町生涯学習推進総合計画	平成 23 年度～平成 27 年度
第 5 次川島町生涯学習推進総合計画	平成 28 年度～令和 2 年度
第 6 次川島町生涯学習推進総合計画	令和 3 年度～令和 7 年度
第 7 次川島町生涯学習推進総合計画	令和 8 年度～令和 12 年度

第 2 章 川島町の生涯学習を取り巻く環境と課題

1 人口減少による地域コミュニティの衰退

人口減少・少子高齢化については、町に限らず全国的な課題となっているが、町においても非常に大きな影響を受けている。

人口はピーク時と比較し 5,000 人以上減少し、小学生の人数もピーク時と比較し 1,400 人以上減少している。そのため、町内公立小学校も平成 30 年度より統廃合が進められており、町内に 6 校あった小学校も、令和 7 年度からは半数の 3 校となっている。

人口減少・少子高齢化は、地域コミュニティの衰退や社会の活力の減少に繋がり、これまで持続できていた様々な地域活動のあり方の変革が求められている。そのため、地域コミュニティの基盤を支える社会教育人材の発掘・育成・拡充が早急な課題となっている。

学びを通じて、地域のつながりや人との関わりを作り出していけるような地域人材の発掘と、それを支援できる力量がある職員を増やすことで、人材育成の基盤を安定させていく必要がある。

【人口推移】

平成 12 年度：23,732 人 \> 令和 7 年度：18,529 人

【児童数】

昭和 30 年度：2,357 人 \> 令和 7 年度：672 人

2 家庭教育力の低下

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子供たちが健やかに社会へと巣立つために、必要かつ非常に重要な学びの 1 つである。家庭教育の担い手は主に保護者となるが、多くの保護者は、様々な不安を抱えながら子供の教育を行っている現状が、様々な調査において報告されている。

その原因は、子供のしつけや教育の仕方が分からなかったり、しつけや教育に親が無関心であったり、またその反対に親が子供に対して過保護・過干渉であったりと様々である。また、保護者同

第2章 川島町の生涯学習を取り巻く環境と課題

士の交流や情報交換ができる場や、子供の教育に関する講座や相談機会が少ないといった課題がある。

これらのことから、保護者の学習機会の提供と内容を充実させることで、保護者が抱える不安感が軽減され、学校教育へと繋げていけるような取り組みが必要である。

3 地域社会の変化に対する学習の充実

前述の少子高齢化だけでなく、外国籍のかたの増加による国際化、インターネットや SNS^{※2} の普及、様々な人権問題、新型コロナウイルスの影響によるライフスタイル^{※3} や価値観の変化、風水害被害の激甚化など、想定できないスピードで地域社会が変化している。

こうしたことから、一般的な教養を深める学習だけでなく、ICT^{※4} など専門的な知識を活用した学習であったり、リカレント教育などによって、地域社会が継続的に発展していけるよう幅広いニーズに対応できる学習機会の充実が不可欠である。

※2 (Social Networking Service)の略、インターネット上で人々が交流し、文章・写真・動画などを共有することでつながりを築くサービス。

※3 生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

※4 (Information and Communication Technology)の略、情報処理及び通信技術の総称。

4 伝統文化・伝統芸能の振興

町内の伝統文化・伝統芸能は、後継者不足等により継承していくことが困難な団体が増えている。獅子舞・万作踊り・民踊などは、町が誇るべき郷土の伝統文化・伝統芸能であることから、これが途絶えることの無いよう保存・継承していく必要がある。そのためには、発表機会の充実や保存団体の活動支援を図るとともに、各団体の活動を映像記録として保存したり、町の伝統文化や文化財について学ぶ機会を充実させたりしていく必要がある。

第3章 基本目標と主要施策

1 生涯学習の推進体制の確立と実践の深化

①川島町地域活動センターの設置及び活動の充実

- ・地域活動センターイースト・ウェストが地域活動の中心施設となり、それぞれ特色のある学習活動を実施します。
- ・利用予約をしなくても使用できるスペースを設け、地域住民の交流拠点としていきます。
- ・先進事例地の視察や情報収集を行うことで、活動の充実を図ります。

②川島町まちづくり協議会の活動支援

- ・地域活動の中心的組織であるまちづくり協議会の活動や組織運営を支援することで、地域の活性化を図ります。
- ・地域課題の発見や解消をスムーズに行えるよう、関係者の声に耳を傾け支援を行います。

③地域の活性化と双方向性学習の探求

- ・町外在住の方や大学生が、川島町について学び、川島町で新たな力として活動する機会を設けることで、地域の活性化を図ります。
- ・防災や子育て支援といった地域課題をテーマにしたワークショップを開催し、住民同士が話し合い実践につなげることで、地域の活性化を図ります。



かわじま郷土資料展示室（旧小見野小学校）

第3章 基本目標と主要施策

2 学習施設の適切な管理運営と団体支援

①社会教育・社会体育施設の適切な管理運営

- ・社会教育施設・社会体育施設を適切に維持管理し、利用者の満足度向上を図ります。
- ・施設の効果的な管理運営に必要となる職員体制を充実させるため、図書館司書、社会教育主事、社会教育指導員といった有資格者の配置を行います。
- ・「川島町公共施設等総合管理計画」、「川島町公共施設個別施設計画」に基づき、長期的視点から施設の整理・統合などを行います。

②各種委員の活動推進と各種団体への支援

- ・生涯学習に関係する各種審議会・委員会組織や関係役職員の活動・運営を支援します。併せて、関係役職員の資質向上を図るために、研修会などを実施します。
- ・社会教育関係団体の自主的な活動が活性化するための支援・人材育成を行います。
- ・外国籍のかたと町民が、お互いの文化を理解し尊重し合えるよう様々な交流の機会を設けるとともに、国際交流を推進する団体の活動を積極的に支援します。

③関係機関等との連携促進

- ・町民の専門的な学習ニーズに対応するため、役場内各課との事業連携だけでなく、町外の社会教育施設との連携を図ります。
- ・近隣大学や町内外の民間事業者、NPO 法人などとの連携を図り、各種事業の充実とお互いに学びあう機会を積極的に設けます。
- ・住民参画による生涯学習のまちづくりを目指し、町民ボランティアの育成と活動の活性化を図るとともに、情報発信に努めます。

第3章 基本目標と主要施策

3 質の高い図書館運営

①町立図書館の利便性の向上

- ・比企広域電子図書館を活用し、利用者の利便性を向上させます。また、児童生徒の学校配付のタブレット PC での電子書籍の利用を、継続して実施してまいります。
- ・利用者のニーズに応え、幅広い分野の図書館資料を収集することで、魅力的な図書館にしていきます。

②子供たちの豊かな読書体験の推進

- ・「川島町子ども読書活動推進計画」に基づき、子供の読書活動を推進します。
 - ・小中高校生を対象とした読書体験事業を実施し、子供たちの読書意欲を高めます。
 - ・「ヤングアダルト※5コーナー」を設置し、主に中・高校生向けの図書の充実を図ります。
- ※5 子供から大人への移行期にある、およそ 13 歳から 19 歳の中高生世代。

③町民参加型の図書館づくり

- ・ボランティア団体の活動を支援し、図書館と地域住民のつながりを密接にすることで、図書館をより身近な施設となるよう努めます。
- ・退職教員や教員志望学生などの協力を得て、学習支援講座の充実を図ります。



宿題サポート事業（図書館）

第3章 基本目標と主要施策

4 地域課題に対応した各種学習機会やスポーツ教室の充実

①知的好奇心を刺激する講座等の充実

- ・引き続き、「1人1学習、1人1スポーツ、1人1ボランティア」の実現を推進するための各種講座等を実施します。
- ・未就学児童を持つ保護者を対象とした家庭教育に関する講座を開催し、家庭教育力の向上に努めます。
- ・人権が尊重され、差別や偏見のない思いやりのある社会を築いていけるよう、人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた学習機会の提供を図ります。
- ・くらしを守るための学び、地域課題を発見・解決するための学び、定年退職後のセカンドライフ^{※6}を充実させるための学びなど、様々なライフスタイルに沿った学びを支援します。

※6 定年退職後などの新しい生活。第二の人生。

②スポーツの推進に関する取組

- ・総合型地域スポーツクラブと連携し、町民それぞれの身体状況やライフスタイルに合ったスポーツ活動の場を幅広く確保します。
- ・スポーツ少年団の活動を支援し、団員のスポーツを通じた体力づくりや団体活動による協調性を学ぶ機会を設けます。また、団員を支える指導者・保護者の活動を支援します。
- ・中学校部活動の地域連携・地域展開に向けた検討を進めます。
- ・ウォーキングやラジオ体操といった、誰でも取り組める軽スポーツの普及推進を図ります。
- ・町の福祉関係課（健康増進・介護予防・障がい者など）と連携し、その人に合ったスポーツ活動を提供できるよう努めます。

第3章 基本目標と主要施策

③文化・芸術に関するイベント

- ・町民が、身近な施設で幅広い分野の文化・芸術に触れることができるよう、鑑賞の機会や体験事業を提供します。
- ・文化団体が、日頃のサークル活動や学習活動の成果を発表できる場を提供します。
- ・文芸活動に携わるかたの作品発表の場として、文芸誌の発行を行います。

④子供の豊かな学習・体験活動の推進

- ・廃校小学校などを活用し、子供の居場所づくりに関わる事業を実施します。
- ・地域全体で子供を育てていく活動を推進することで、地域の活性化を図ります。
- ・地域の教育力向上と子供の安全・安心な居場所づくりを目指した事業を実施します。



川島町生涯学習町民ふれあいフェスティバル（町民会館）

第3章 基本目標と主要施策

5 伝統芸能の継承支援と文化財の保護

①地域に根差した伝統芸能の継承のための支援

- ・町内で活動する伝統芸能団体が、継続的かつ安定的に活動ができるよう支援します。
- ・「郷土芸能祭」を開催し、郷土芸能の伝承と芸術文化の普及を図ります。
- ・伝統芸能の指導者を育成し、次世代に伝統芸能を継承し続ける仕組みを作ります。

②文化財の保護

- ・町伝統文化、伝統芸能を映像記録として作成・公開することで、町民に広く周知し、郷土を愛し誇りに思う心の醸成に努めます。
- ・既存文化財資料の整理保存を行うとともに、古農具・古民具等の調査収集と保存を行います。
- ・文化財専門調査員を中心とした文化財調査と、新たな町指定文化財の登録に向けた調査研究を進めます。

③かわじま郷土資料展示室の充実と有効活用

- ・町内小中学校と連携し展示室の資料を活用した学習会を展示室や学校で開催し、町の歴史や昔の生活などを学ぶ機会を設けます。
- ・展示室の資料を利用して郷土学習講座を開催し、町の歴史や風土を学ぶことを契機として町の歴史を知り、未来を考えるきっかけづくりを行います。
- ・展示内容を充実させ、かつ定期的に展示内容を更新することで、多くのかたが何度も訪れたい展示室を目指します。

第4章 指針の実現に向けて

1 進行管理

本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条による教育委員会が行った点検及び評価の結果によって、進捗状況の確認を行うとともに、「第6次川島町総合振興計画」による進行管理と、「川島町教育大綱」「川島町教育行政重点施策」などの実施状況により、推進を図ってまいります。

2 計画の評価と見直し

本計画は、前述による進行管理と評価を行うとともに、国の動向や埼玉県あるいは他市町村の取り組み状況などを勘案し、必要に応じて適宜見直すことといたします。



戦後80年企画「川島の戦争展」(川島町役場 多目的室)



かわじまランニングフェスティバル（平成の森公園）

第7次川島町生涯学習推進総合計画

令和8年2月 策定

川島町教育委員会生涯学習課

住 所 比企郡川島町大字下八ツ林870-1

電 話 049-299-1711

メール syougai@town.kawajima.saitama.jp